

社会福祉法人梓の郷一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法ならびに女性活躍推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

2.一般事業主行動計画 労働時間に関すること

目標 職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を10日以上とします

【取り組み内容】

- 令和8年 4月～ ○年次有給休暇取得状況の部署別・個人別把握
- 管理者向け取得促進研修実施
- 令和8年 10月～ ○管理者に対して、年次有給休暇の消化状況を共有し、取得を促進
- 令和9年 1月～ ○目標取得日数に満たない職員を対象に、声掛けを行い、取得を促進

目標 男性の育児休暇取得率を50%以上にします

【取り組み内容】

- 令和8年 4月～ ○制度の周知および対象者に対して個別に制度説明を実施
- 令和8年 10月～ ○育児休暇取得事例を法人内で共有し、取得の心理的障壁を減らす

目標 20代で登用した女性リーダー(係長級以上)の割合を10%以上にします

【取り組み内容】

- 令和8年 4月～ ○女性20代職員の今後のキャリアについて人事面談を実施
- 次世代のリーダー向け研修を通じてリーダーを育成
- 令和8年10月～ ○職員へキャリアアンケートを実施
- リーダー職員の望者の把握
- 20代女性職員のリーダー登用
- リーダー職であっても仕事と家庭を両立しながら働き続けることができるよう体制の整備を図る

目標 職員の各月ごとの残業時間を平均 2 時間以下にします

【取り組み内容】

- 令和8年 4月～
- 残業が発生している業務内容・時間帯の課題を整理する
 - ICT ツールの活用を進め、業務時間の短縮を図る
- 令和8年10月～
- 残業時間を可視化し、定期的に共有・フィードバックを行う
 - 残業が多い業務について、手順の簡略化・標準化を検討する
 - 改善結果を定期的に検証し、必要に応じて業務フローを見直す

3.女性の活躍に関する情報公表

① 採用した労働者に占める女性労働者の割合(令和 6 年度)

	正規職員	パート職員
女性の割合	60.0%	83.3%

② 男女の平均勤務年数の差異(令和 6 年度)

	正規職員	パート職員
男性	7.9 年	6.3 年
女性	7.9 年	7.1 年

③ 男女の育児休暇取得率(令和 6 年度)

	正規職員	パート職員
男性	0%※	0%
女性	100%	0%

※産後パパ育休(取得率 100%)は除く

④ 労働者の一月当たりの平均残業時間(令和 6 年度)

勤務月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
平均残業時間	2 時間 8 分	2 時間 3 分	2 時間 7 分	2 時間 22 分	2 時間 16 分	2 時間 35 分
勤務月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平均残業時間	2 時間 10 分	1 時間 59 分	2 時間 22 分	1 時間 51 分	1 時間 51 分	1 時間 55 分